

第3 商業の実態

1 集計表の項目の説明

(1) 事業所

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所

エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

オ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 売場面積（小売業のみ）

平成24年2月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。本書では「0 m²又は不詳」に分類している。

(5) 従業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している者をいう。

従業者数とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、臨時雇用者、出向・派遣従業者は含まない。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。

ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

エ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成23年12月、平成24年1月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

オ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

カ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

キ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

(6) 年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えること

により算出した。

(7) 大規模小売店舗

「大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）」で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗をいう。

(8) 大型小売店

この報告書では従業者数30人以上でかつ売場面積100㎡以上の小売事業所をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所は除く。

(9) コンビニエンスストア

日本標準産業分類：小売業「58 飲食料品小売業」の「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするもの）」をいう。

(10) 無店舗小売業

日本標準産業分類の改定（平成19年11月6日総務省告示）に伴い、大分類Ⅰ「卸売業、小売業」に中分類「無店舗小売業」が新設された。

この中分類には、店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人から注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所が分類される。

2 利用上の注意

(1) 集計表の数値は、平成24年経済センサス活動調査（総務省・経済産業省）から目黒区分を独自に集計したものである。

(2) 産業大分類「Ⅰ－卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

ア 管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。

イ 「事業別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。）に金額があり、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

(3) 過年の数値は、「商業統計調査」の値であり、平成24年とは次の点で異なる。

ア 公営の事業所も対象となっている。

イ 日本標準産業分類の第11回改定による分類のため、「管理・補助的経済活動の事業所」にかかる取扱いが異なるほか、新分類では「宿泊所、飲食サービス業」に分類されている、持ち帰り弁当店やピザ宅配店などが「卸売業、小売業」に分類されているなど、対象に違いがある。

(4) 年間商品販売額の集計は万単位で行ったが、集計表上の金額表示は、一部万円単位の表示としたほかは、十万円単位を四捨五入し、百万円単位で表示した。したがって、四捨五入の関係で、内訳合計の金額と総額は一致しない場合がある。

(5) 構成比および前回比については小数第1位又は2位未満を四捨五入した。したがって、構成比の率については、内訳合計は必ずしも100%にならない。

(6) 統計表中で使用している記号は、次のとおりである。

「0」: 0.5未満(ただし、「0.0」は左に準じて0.05未満と表す。)

「-」: 皆無又は該当値なし

「△」: 負数(減少)

「 χ 」: 秘匿数値

(7) 集計表のうち、事業所数が1又は2のものに関する数値は、秘密保護の関係上「 χ 」で表示した。

なお、秘匿対象箇所が前後の関係や他の集計表の関係から判明する場合は、事業所数が1又は2のものに関する数値のほか、3以上の事業所に関する数値であっても「 χ 」で表示したものがある。

(8) 産業分類番号は、日本標準産業分類に基づき、中分類が2桁、小分類は3桁で表示した。

(9) 地域についての区分は以下のとおりである。

ア 境界未定地域: 千代田区、中央区、港区の境界未定地及び中央防波堤内側・外側埋立地

イ 目黒地区: 町名の駒場から祐天寺まで

ウ 碑文谷地区: 町名の中央町から東が丘まで

(10) 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定(格付け)方法は、次のとおりである。

ア 一般的な方法

(ア) 取扱商品が単品の場合は、活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号(以下「商品分類番号」という。)の4桁で産業細分類を決定する。

(イ) 取扱商品が複数の場合は、まず卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

(ウ) 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類(2桁分類)を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類(4桁分類)を格付けする。

イ 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」、「その他の各種商品卸

売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

(ア) 卸売業

① 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

「表A 財別と商品分類」の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

② 「5019 その他の各種商品卸売業」

「表A 財別と商品分類」の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

表A 財別と商品分類

財別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業(衣服, 身の回り品を除く)
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記①、②について、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、又は消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

③ 「5598 代理商、仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

(イ) 小売業

① 「5611 百貨店, 総合スーパー」

「表B 衣、食及び他と商品分類」の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

② 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

「表B 衣、食及び他と商品分類」の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

③ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、「表C 飲食料品小売業と商品分類」の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいう。

表B 衣、食及び他と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

表C 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

④ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

⑤ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所

- ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

⑥ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

⑦ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の 90%以上の事業所をいう。

⑧ 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が 0%及び売場面積が 0 m²の事業所をいう。